

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月15日
【四半期会計期間】	第118期第2四半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)
【会社名】	日本農薬株式会社
【英訳名】	NIHON NOHYAKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 友 井 洋 介
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目19番8号
【電話番号】	東京6361局1406（直通）
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理・システム部長 永 井 弘 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目19番8号
【電話番号】	東京6361局1406（直通）
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理・システム部長 永 井 弘 勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第117期 第2四半期 連結累計期間	第118期 第2四半期 連結累計期間	第117期
会計期間	自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日	自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日	自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日
売上高 (百万円)	29,996	35,489	50,641
経常利益 (百万円)	4,521	3,794	3,864
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,935	2,384	1,035
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,491	4,571	△3,625
純資産額 (百万円)	52,003	52,755	48,697
総資産額 (百万円)	95,760	100,803	88,791
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	43.91	35.68	15.49
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	53.37	49.44	52.13
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△6,597	△6,780	3,968
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,191	36	△958
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,477	3,624	2,069
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	10,495	10,910	13,629

回次	第117期 第2四半期 連結会計期間	第118期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日	自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	60.91	44.38

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結し、または重要な変更もしくは解約がなされた経営上の重要な契約等は、次のとおりです。

契約会社名	契約先	契約年月日	有効期限	契約の内容
日本農薬(株) (当社)	全国農業協同組合連合会	平成29年2月22日	平成28年12月1日から 平成29年11月30日まで	売買基本契約に基づく平成 29年度農薬の売買に関する 契約

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、企業の生産活動と収益が伸長するとともに、雇用情勢が改善し個人消費が持ち直すなど引き続き緩やかな回復基調で推移しました。

しかしながら、景気の先行きは米国新政権の政策運営や英国のEU離脱に加え欧州各国の国政選挙の動向などを巡る不確実性が継続し、依然不透明な状況にあります。

当第2四半期連結累計期間までの国内農薬出荷実績は、ほぼ前年同期並みの水準で推移しました。国内農業を取り巻く環境は、「農林水産業・地域の活力創造本部」が新たな農業・農村対策として「農業競争力強化プログラム」を決定し、農家の所得向上とわが国の農業の競争力強化を目指していますが、農業従事者の高齢化、後継者不足の深刻化や耕作放棄地の増加など構造的な課題の解決は進んでいません。また、海外市場においても、南米市場における流通在庫過多などの影響から農薬需要は低調に推移しました。

このような状況下、当社グループは中期経営計画「Advance to Growing Global 2018 (AGG2018) グローバル企業への前進」に取り組み、自社開発品目の普及拡大と海外事業の拡大を目指しました。当第2四半期連結累計期間の業績は、前連結会計年度末に連結子会社化したブラジルのSipcam Nichino Brasil S.A.の業績を連結業績に含めたこともあり、売上高は前年同期を上回りました。利益面では、ノウハウ技術料収入の減少や為替が円高基調で推移したことなどから前年同期を下回りました。

この結果、売上高は354億89百万円、前年同四半期に比べ54億93百万円(18.3%)の増収となりました。利益面では、営業利益は36億円、前年同四半期に比べ14億10百万円(28.2%)の減益、経常利益は37億94百万円、前年同四半期に比べ7億26百万円(16.1%)の減益となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は23億84百万円、前年同四半期に比べ5億50百万円(18.8%)の減益となりました。

当第2四半期連結累計期間における報告セグメントの概況は以下のとおりです。

【農薬事業】

国内農薬販売では、新製品1剤の販売を開始し品目ポートフォリオの拡充を図るとともに、主力自社開発品目である園芸用殺虫剤「フェニックス」や水稲用殺菌剤「ブイゲット」などの普及拡大に努めました。一方、農薬原体販売では販社の在庫調整の影響などから売上高が伸び悩み、国内販売全体の売上高は前年同期を下回りました。

海外農薬販売では、米州の販売が好調に推移しました。品目別では、Nichino America, Inc.の主力品目である殺菌剤「モンカット」が、作付面積が拡大した落花生の「白絹病」に卓効を示すことを評価され売上高が伸長しました。さらに、Sipcam Nichino Brasil S.A.の業績を当社の連結業績に含めたこともあり、為替は円高基調で推移したものの、海外販売全体の売上高は前年同期を上回りました。なお、殺ダニ剤「ダニコング」は韓国において本年1月に製剤登録を取得し、2月より販売を開始しました。

ノウハウ技術料収入は技術導出先の主要販売地域の害虫の小発生の影響などから売上高が伸び悩み、前年同期を下回りました。

以上の結果、農薬事業の売上高は327億79百万円、前年同四半期に比べ56億21百万円(20.7%)の増収となり、営業利益は32億59百万円、前年同四半期に比べ12億42百万円(27.6%)の減益となりました。

[農薬以外の化学品事業]

化学品事業では、シロアリ薬剤の売上高は前年同期並みとなりましたが、緑化薬剤分野において新規品目の販売開始もあり、売上高が伸長しました。一方、医薬品事業では、外用抗真菌剤「ラノコナゾール」、「ルリコナゾール」の売上高が販売競争の激化などから前年同期を下回りました。

以上の結果、農薬以外の化学品事業の売上高は16億72百万円、前年同四半期に比べ2億36百万円（12.4%）の減収となり、営業利益は4億90百万円、前年同四半期に比べ1億79百万円（26.8%）の減益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ120億11百万円増加し、1,008億3百万円となりました。これは、農薬の需要期となる第2四半期の季節的変動による売上債権の増加が主な要因です。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ79億53百万円増加し、480億47百万円となりました。これは、短期借入金及び仕入債務の増加が主な要因です。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ40億58百万円増加し、527億55百万円となりました。これは、四半期純利益による利益剰余金及び為替換算調整勘定等のその他の包括利益累計額の増加が主な要因です。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ27億19百万円減少し、109億10百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の減少は、67億80百万円となりました。これは売上債権の増加額118億24百万円、製品回収関連費用引当金の減少額9億6百万円等の資金の減少が、税金等調整前四半期純利益38億47百万円、仕入債務の増加額16億86百万円等の資金の増加を上回ったことが主な要因です。

前年同四半期に比べ、1億82百万円の支出の増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の増加は、36百万円となりました。これは定期預金の払戻による収入3億3百万円、投資有価証券の売却による収入2億29百万円等の資金の増加が、有形固定資産の取得による支出5億31百万円等の資金の減少を上回ったことが主な要因です。

前年同四半期に比べ、12億27百万円の支出の減少となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の増加は、36億24百万円となりました。これは短期借入れによる収入64億63百万円の資金の増加が、長期借入金の返済による支出16億58百万円、短期借入金の返済による支出5億99百万円等の資金の減少を上回ったことが主な要因です。

前年同四半期に比べ、68億52百万円の収入の減少となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その概要等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、平成28年11月14日開催の取締役会において「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本対応策」といいます。)の更新を決議し、平成28年12月20日開催の第117回定時株主総会においてご承認いただいております。

本対応策は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社株主共同利益等」といいます。)が毀損されることを防止することを目的としており、その概要は以下のとおりです。

本対応策の詳細については、当社ウェブサイト (<http://www.nichino.co.jp/pdfs/20161114.pdf>) をご覧ください。

① 基本方針の内容の概要

当社は、「安全で安定的な食の確保と、豊かな生活を守ることを使命として、社会に貢献します。」、「技術革新による新たな価値の創造にチャレンジし、市場のニーズに応えます。」、「公正で活力ある事業活動により全てのステークホルダーの信頼に応えます。」という基本理念を掲げ、当社株主共同利益等の向上に努めています。

当社は、上記の基本理念のもと、日農グループビジョンに則り、継続的に中期経営計画を策定し、企業価値の継続的な向上に取り組み、株主の皆様をはじめ、顧客、お取引先、従業員等全てのステークホルダーの利益を重視しその信頼に応えられる企業を目指しています。

以上のようなステークホルダーの利益を重視した健全かつ持続的な成長・発展が、当社の経営にとって最も大切であること(以下、「当社の経営方針」といいます。)を株主の皆様にご理解いただくことが重要だと考えています。

上場企業である当社株券等は、自由な譲渡が認められており、当社の株主は、市場における自由な取引を通じて決定されるものです。したがって、当社は、当社の会社経営の支配権の異動を伴うような大規模買付行為に関する提案等に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて行なわれるべきものと考えています。

しかし、当社は、上記の当社の経営方針に鑑み、短期的な利益を追求する特定少数の株主が、当社経営陣の賛同を得ることなく濫用的に当社株券等の多数を保有すること等により、当社の経営方針の決定や株価に影響が生じ、当社の顧客や、多数の一般株主の利益が害され、当社株主共同利益等が著しく損なわれる可能性がある場合には、そのような事態の発生を阻止するための相当な措置をとることを可能とする制度を整備し、一定の手続に従い、適切な対応策を講じることが必要であると考えています。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(1) 当社の将来ビジョン

当社は、前述のとおり当社グループとして将来のありたい姿を確認し、「Nichino Group - Growing Global 世界で戦える優良企業へ」という将来ビジョンを掲げました。

(2) 企業価値の源泉、向上

当社の事業は、農薬の研究・開発・製造・販売、及び医薬、動物薬等の農薬の周辺事業から構成されており、当社の経営には、昭和3年(1928年)会社創立以来蓄積された専門的知識・経験・ノウハウ、及び国内外の顧客等のステークホルダーとの間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠です。

また、基幹事業たる農薬の研究・開発には多大な時間と費用を要します。一般に化合物が製品化される確率は、十数万分の1、新農薬の誕生までには10年、100億円以上の投資が必要であるといわれています。その理由として、多数の組み合わせの中から、最適なものを選抜する優れた最先端の合成技術が必要であること、また、新規農薬化合物の実用化にあたって、国が定めた厳しい安全基準をクリアするため、複数年に亘る多種多様な安全性試験が必要となること等が挙げられます。さらには、新農薬の価値を最大化するために、実際の植物を利用した生物試験や、最小限の薬量で最大の効果を発揮するための優れた製剤技術等が必要です。このような状況下、当社は毎年売上高の約10%を目安に、研究開発投資を行ない、高い創薬確率の達成、維持、向上を目指しています。かかる高い創薬確率の達成、維持、向上を目指す中長期的な観点からの安定的な経営は、当社株主共同利益等の向上に繋がるものと考えています。

これら当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上させていくことは困難であり、また、かかる事業特性の理解に基づく中長期的な観点からの安定的な経営を行なうことは、当社の基本理念及び当社の経営方針に合致し、当社株主共同利益等の向上に必須であると考えています。

(3)中期経営計画

当社は、上記のグループビジョンに則り、継続的に中期経営計画を策定しています。

現在は、前述のとおり平成28年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Advance to Growing Global 2018 (AGG2018) グローバル企業への前進」を策定し、「成長戦略の推進」と「収益の向上」を2本柱として、M&Aや提携、品目買収などの「事業拡大への取り組み」を実行し、事業規模を拡大していきます。

(4)コーポレート・ガバナンス強化、コンプライアンスの徹底

コーポレート・ガバナンスに関する取組みにつきましては、第117期有価証券報告書「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」等に記載しています。

当社取締役会は、上記の取組みは、上記②(2)記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社株主共同利益等を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであることから、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主共同利益等を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され、当社株主共同利益等が毀損されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社株主共同利益等を維持・向上させるためには、当社株券等に対して大規模買付行為が開始された場合に、当該大規模買付行為について株主の皆様が大規模買付行為に応じるべきか否かにつき適切な判断が行なえるよう、大規模買付者（大規模買付行為を行なおうとし、又は行なっている者をいい、以下、「大規模買付者」といいます。）から必要かつ十分な情報が提供されること、また、検討のために必要かつ十分な時間が確保されること等が必須であると考えます。

当社は、そうした目的を達成するために本対応策を定めています。本対応策の概要は以下のとおりです。

- ・当社株主共同利益等のため、大規模買付行為は、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、かつ、原則として、本対抗措置（会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てその他法令及び定款により当社取締役会の権限として認められる措置をいいます。）の発動の是非を判断する株主総会又は取締役会が終結した後に限り開始することができるものとする。
- ・大規模買付者が大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を提供した場合、本対抗措置の発動の是非を判断する株主総会又は取締役会の前に、当社取締役会による当該大規模買付行為についての評価、検討、交渉、賛否の意見の形成及び代替案立案のための一定の評価期間を経ること。
- ・大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社株主共同利益等を毀損するおそれのある場合は、当社取締役会が予め定める手続に従って、原則として株主総会又は取締役会の決議を経て、大規模買付者に対する本対抗措置を発動することがあること。
- ・本対抗措置の発動又は不発動等に関する当社取締役会の判断及び決定の合理性及び公正性を担保するために、経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から3名以上で構成される独立委員会を設置し勧告を得ること。当社取締役会は、本対抗措置の発動又は不発動等の判断及び決定にあたり独立委員会の勧告を最大限尊重すること。
- ・大規模買付者による大規模買付ルールの遵守又は不遵守の事実、独立委員会の勧告の内容、当社取締役会の判断及び決定の内容及び理由、株主総会の開催の有無並びに開催日時及び場所等を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示すること。

なお、ここで「大規模買付行為」とは、概ね以下の行為をいいます。

- ・当社株券等についてその所有者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他有償の譲受け又はこれに類する行為。

- ・当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行なう、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、若しくはそれらの者が共同若しくは協調して行動する関係を樹立する行為。

④本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、平成31年12月開催予定の定時株主総会終結の時までとなっており、有効期間の満了後の対応策については当該株主総会において株主の意思を確認することとされています。

⑤本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により、本対応策が基本方針に沿い当社株主共同利益等に合致するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しています。

(1)当社株主共同利益等の確保及び向上

本対応策は、当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる際、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、株主の皆様が必要かつ適切な情報の提供を受けた上でその自由な意思に基づいて判断すること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて大規模買付行為に対する賛否を決定し、あるいは代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行なうこと等を可能とすることを目的とするものであること。

(2)株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項）

本対応策は、当社の第117回定時株主総会におけるご承認を得て発効したものではあるものの、その有効期間は、平成31年12月開催予定の定時株主総会の終結の時までとされていること。

また、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されること。

(3)事前の開示

当社は、本対応策につき、株主、投資家及び大規模買付者に対し、その予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するため、本対応策を事前に開示しており、今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い必要な事項について適時適切に開示すること。

(4)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、本対抗措置の発動及び中止等の運用に関する勧告を客観的に行なう機関として独立委員会を設置していること。

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社取締役会は独立委員会の勧告を検討の上、当該勧告を最大限尊重して、本対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の取締役会決議等を行なうこと。

(5)合理的な客観的要件の設定

本対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないようにその手続が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること。

(6)社外の独立した専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、独立した第三者的立場の専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとし、当社取締役会及び独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしていること。

(7)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、株主総会で選任された取締役を構成員とする当社取締役会決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではないこと。また、当社は取締役の任期につき期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、対抗措置発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもないこと。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、23億31百万円であり、主に農薬事業です。

なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	199,529,000
計	199,529,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	70,026,782	70,026,782	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株です
計	70,026,782	70,026,782	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年3月31日	—	70,026,782	—	10,939	—	8,235

(6) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社A D E K A	東京都荒川区東尾久7-2-35	16,176	23.10
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	2,802	4.00
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,628	3.75
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	1,960	2.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,423	2.03
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2-6-1	1,383	1.98
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木1-6-1	1,127	1.61
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,032	1.47
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	1,009	1.44
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	878	1.26
計	—	30,421	43.44

(注) 1 当社は、自己株式3,189千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合:4.55%)を保有していますが、上記の大株主から除いています。

2 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,628千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,032千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	878千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,189,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,717,100	667,171	—
単元未満株式	普通株式 120,482	—	—
発行済株式総数	70,026,782	—	—
総株主の議決権	—	667,171	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式3,000株(議決権30個)が含まれています。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式88株が含まれています。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本農薬株式会社	東京都中央区京橋 1-19-8	3,189,200	—	3,189,200	4.55
計	—	3,189,200	—	3,189,200	4.55

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成29年1月1日から平成29年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年10月1日から平成29年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、協和監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,159	12,450
受取手形及び売掛金	19,465	31,924
電子記録債権	603	1,129
商品及び製品	10,065	10,350
仕掛品	454	550
原材料及び貯蔵品	4,273	4,134
その他	3,741	4,213
貸倒引当金	△418	△487
流動資産合計	53,344	64,264
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,565	5,714
機械装置及び運搬具（純額）	3,553	3,556
土地	6,354	6,464
その他（純額）	1,018	844
有形固定資産合計	16,491	16,580
無形固定資産		
のれん	7,150	7,680
その他	978	1,083
無形固定資産合計	8,128	8,764
投資その他の資産		
投資有価証券	6,156	6,569
その他	4,684	4,650
貸倒引当金	△13	△26
投資その他の資産合計	10,827	11,194
固定資産合計	35,446	36,538
資産合計	88,791	100,803

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,833	11,019
電子記録債務	460	1,178
短期借入金	4,449	10,433
未払法人税等	119	1,150
賞与引当金	630	611
製品回収関連費用引当金	1,044	137
その他の引当金	23	46
営業外電子記録債務	138	7
その他	6,809	7,236
流動負債合計	22,509	31,822
固定負債		
社債	1,848	2,104
長期借入金	11,567	9,920
退職給付に係る負債	1,418	1,377
その他の引当金	91	54
その他	2,657	2,768
固定負債合計	17,583	16,225
負債合計	40,093	48,047
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,939	10,939
資本剰余金	13,235	13,235
利益剰余金	26,351	28,235
自己株式	△1,726	△1,726
株主資本合計	48,801	50,684
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,353	1,678
為替換算調整勘定	△3,766	△2,423
退職給付に係る調整累計額	△101	△105
その他の包括利益累計額合計	△2,514	△851
非支配株主持分	2,410	2,922
純資産合計	48,697	52,755
負債純資産合計	88,791	100,803

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	29,996	35,489
売上原価	17,405	23,264
売上総利益	12,590	12,225
販売費及び一般管理費	※1 7,579	※1 8,625
営業利益	5,011	3,600
営業外収益		
受取利息	21	97
受取配当金	38	45
不動産賃貸料	40	42
為替差益	102	377
持分法による投資利益	—	220
その他	44	109
営業外収益合計	247	892
営業外費用		
支払利息	77	243
デリバティブ評価損	—	260
持分法による投資損失	539	—
その他	120	194
営業外費用合計	737	698
経常利益	4,521	3,794
特別利益		
投資有価証券売却益	—	169
特別利益合計	—	169
特別損失		
固定資産処分損	30	3
製品回収関連費用	—	※2 113
特別損失合計	30	116
税金等調整前四半期純利益	4,490	3,847
法人税等	1,547	1,272
四半期純利益	2,942	2,575
非支配株主に帰属する四半期純利益	7	190
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,935	2,384

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)
四半期純利益	2,942	2,575
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△36	324
為替換算調整勘定	△724	1,941
退職給付に係る調整額	△5	△4
持分法適用会社に対する持分相当額	△685	△265
その他の包括利益合計	△1,451	1,996
四半期包括利益	1,491	4,571
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,543	4,047
非支配株主に係る四半期包括利益	△52	523

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,490	3,847
減価償却費	707	744
のれん償却額	224	309
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△123	△20
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△95	△63
製品回収関連費用引当金の増減額 (△は減少)	—	△906
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△25	△19
受取利息及び受取配当金	△60	△143
支払利息	77	243
デリバティブ評価損益 (△は益)	—	260
持分法による投資損益 (△は益)	539	△220
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△169
売上債権の増減額 (△は増加)	△12,572	△11,824
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△658	424
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,062	1,686
その他	△1,012	△588
小計	△5,446	△6,440
利息及び配当金の受取額	42	143
利息の支払額	△61	△240
法人税等の支払額	△1,132	△242
営業活動によるキャッシュ・フロー	△6,597	△6,780
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△461	△531
無形固定資産の取得による支出	△51	△134
投資有価証券の取得による支出	△533	△50
投資有価証券の売却による収入	—	229
定期預金の預入による支出	△134	△288
定期預金の払戻による収入	175	303
その他	△186	509
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,191	36
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	6,448	6,463
短期借入金の返済による支出	△187	△599
長期借入れによる収入	6,000	—
長期借入金の返済による支出	△1,200	△1,658
リース債務の返済による支出	△62	△66
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△501	△501
非支配株主への配当金の支払額	△20	△12
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,477	3,624
現金及び現金同等物に係る換算差額	△27	399
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,660	△2,719
現金及び現金同等物の期首残高	7,835	13,629
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 10,495	※ 10,910

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しています。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)
従業員給料	1,837百万円	2,187百万円
賞与引当金繰入額	526 //	489 //
退職給付費用	74 //	100 //

※2 製品回収関連費用

当社グループは、医薬品原薬の供給先による製品の自主回収等に係る当社グループの負担額について、前連結会計年度末に必要と認めた合理的な負担見積額を計上していましたが、当第2四半期連結会計期間において確定した追加負担額を、特別損失として「製品回収関連費用」に計上しています。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
現金及び預金	12,495百万円	12,450百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	△1,999 "	△1,539 "
現金及び現金同等物	10,495 "	10,910 "

(株主資本等関係)

前第 2 四半期連結累計期間(自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 3 月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	501	7.50	平成27年 9 月30日	平成27年12月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年 5 月13日 取締役会	普通株式	501	7.50	平成28年 3 月31日	平成28年 6 月 9 日	利益剰余金

当第 2 四半期連結累計期間(自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年12月20日 定時株主総会	普通株式	501	7.50	平成28年 9 月30日	平成28年12月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年 5 月15日 取締役会	普通株式	501	7.50	平成29年 3 月31日	平成29年 6 月13日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	農薬	農薬以外の 化学品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	27,158	1,909	29,067	928	29,996	—	29,996
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2	0	3	521	525	△525	—
計	27,160	1,909	29,070	1,450	30,521	△525	29,996
セグメント利益	4,501	670	5,171	226	5,397	△386	5,011

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、造園緑化工事、スポーツ施設経営、不動産の賃貸、物流サービス、農薬残留分析ほかを含んでいます。

2 セグメント利益の調整額△386百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△357百万円、未実現利益の調整等△28百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	農薬	農薬以外の 化学品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	32,779	1,672	34,452	1,037	35,489	—	35,489
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3	0	3	489	493	△493	—
計	32,782	1,673	34,456	1,527	35,983	△493	35,489
セグメント利益	3,259	490	3,749	248	3,998	△398	3,600

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、造園緑化工事、スポーツ施設経営、不動産の賃貸、物流サービス、農薬残留分析ほかを含んでいます。

2 セグメント利益の調整額△398百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△398百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(デリバティブ取引関係)
前連結会計年度末(平成28年9月30日)
該当事項はありません。

当第2四半期連結会計期間末(平成29年3月31日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	直物為替先渡取引(NDF) 買建 米ドル	1,976	△116	△116
通貨	通貨スワップ取引 受取米ドル 支払レアル	345	△63	△63

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	43円91銭	35円68銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,935	2,384
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,935	2,384
普通株式の期中平均株式数(株)	66,838,328	66,837,634

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しています。

(前連結会計年度末連結化に伴う連結業績への影響)

持分法を適用していましたSipcam Nichino Brasil S.A.は、重要性等を総合的に判断し、前連結会計年度末より連結の範囲に含めていましたが、第1四半期連結会計期間から貸借対照表に加え損益計算書も連結しています。

(GMP管理上の不備の対応状況)

当社グループが供給している医薬品原薬の製造に関して、独立行政法人医薬品医療機器総合機構によるGMP(製造管理および品質管理の基準)適合性調査が行われ、GMP管理上の不備が指摘されました。これに伴い、医薬品原薬の供給先による製品の自主回収がなされており、当該自主回収等に係る費用の分担に関しては、一部の供給先とは負担額(当第2四半期連結会計期間で新たに確定したものを含む)が決定し、残る供給先とは継続して協議中であります。

また、GMP管理上の不備につきましては、不備の改善が完了し、製造・出荷が再開されています。

2 【その他】

平成29年5月15日開催の取締役会において、第118期の中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)を次のとおり行うことを決議しました。

- | | |
|---------------------|------------|
| ① 中間配当額の総額 | 501百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 7円50銭 |
| ③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成29年6月13日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年5月11日

日本農業株式会社
取締役会 御中

協和監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小	澤	昌	志	印
業務執行社員	公認会計士	坂	本	雄	毅	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本農業株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年1月1日から平成29年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年10月1日から平成29年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本農業株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。